

手話言語法ニュース

2018年10月29日 No.57

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田稔彦

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

手話言語条例成立情報 194自治体に

2018年10月25日（現在）で手話言語条例成立自治体が194自治体になり、また、都道府県レベルでは半数を超える24道府県が条例を可決しました。

石川県かほく市

9月21日かほく市議会で「かほく市手話言語条例」が可決され、10月1日に施行されました。

条例施行後、市役所内で職員対象の手話講座を行い、同市の油野和一郎市長も参加しました。

油野市長は「難しかった。繰り返しやって覚えるしかない。聴覚障害者への思いやりの気持ちを持ち、皆さんが地域で安心して暮らしていけるようにする。」と述べました。



かほく市の油野和一郎市長（前例中央）と共に

茨城県筑西市

9月27日筑西市議会で「筑西市手話言語条例」が可決され、県内の市町村では初の条例成立となります。

2014年の2月に筑西市聴覚障害者協会が同市議会に条例制定を請願し、2016年6月に採択されました。

その後、2018年7月2日から22日にかけてパブリックコメントが実施されました。

筑西市の須藤茂市長は「この条例の施行により、聴覚

に障害のある方への心のバリアフリー化が進展します。今後とも、誰もが安全・安心して暮らすため、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進してまいります。

なお、障がい福祉課にタブレットを設置し、聴覚障害者からの問い合わせや災害時等の際にタブレット・スマートフォンを活用して、手話による情報提供を行ってまいります。」と述べました。9月30日施行です。



筑西市の須藤茂市長（前例中央）と共に

茨城県



茨城県議会ロビーで記念撮影

9月27日茨城県議会で「茨城県手話言語の普及と促進に関する条例」が可決され、茨城県聴覚障害者協会の会員、手話関係者を含め41人が議場に駆け付けました。

条例制定に至るまで、県聴覚障害者協会は茨城県身体障害者福祉団体連合会の会長に条例制定の要望書の提出

の相談を行い、6月に自民党の政務調査会へ県手話通訳者協会会長、県手話通訳問題研究会会長ら8人と共に訪問し、要望書を提出しました。

その後、聴覚障害者、手話関係者でまとめた県条例素案への意見書を提出、当事者の意見が反映された条例になるよう議員へのはたらきかけを続けました。

条例は、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、差別のない、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、手話を広く県民に普及し、手話を使用しやすい環境を整備することを目的としており、全国でも例のない「手話通訳者の負担を軽減し、健康の維持を図る」の文言が加えられています。10月2日施行です。

静岡県袋井市

9月28日袋井市議会で「袋井市手話言語条例」が可決されました。

議会初日の9月3日には市議会議場で初の手話通訳が配置され、市は今後、聴覚障害者の議会傍聴時には手話通訳の配置を検討していくとのことです。同日施行です。



袋井市の原田英之市長（前例左から5番目）と共に

おおつし
滋賀県大津市

10月2日大津市議会で「大津市手話言語条例」が可決されました。

同市では、条例のパブリックコメントの際、電子メール、FAXの他に聞こえない市民が直接窓口に行き、専任の手話通訳者を介して意見を提出する方法や、自宅などで手話で意見を述べた動画をDVDに収録し提出するといった、聴覚障害者でも意見を提出しやすい方法も含めて行われました。2019年1月1日施行予定です。



大津市の越直美市長（前列中央）と共に

いわたし
静岡県磐田市

10月11日磐田市議会で「磐田市手話言語条例」が可決されました。

同市では、2017年10月に磐田市ろうあ協会より手話言語条例制定に関する要望書の提出を受け、同協会と意見交換・検討会を実施してきました。

また、条例制定に先駆け、今年度から同協会と連携し、小学校高学年の児童と保護者を対象とした夏休み親子手話教室を開催しました。同日施行です。



磐田市の渡部修市長（前列右から6番目）と共に



地域が変わった!

NO. 4

～条例制定後の今～

今月は、沖縄県聴覚障害者協会より沖縄県の施策や課題などを紹介します。

～沖縄県のその後～

一般社団法人 沖縄県聴覚障害者協会「沖縄県手話言語条例」は、2016年4月1日施行されました。その後、沖縄県は沖縄県手話言語条例の規定に基づき沖縄県手話施策推進協議会を設置し、本県における手話の推進に関する基本計画が策定されました。

手話の普及啓発として、沖縄県「手で話そう運動」PRイベントを実施するとともに毎月第三水曜日は「手話推進の日」と制定されました。

【経過報告】

<沖縄県「手で話そう運動」PRイベント開催>

- ① 2017年2月18日（土）イオン南風原店イベント広場
- ② 2017年11月23日（木）イオンモール沖縄ライカム
- ③ 2017年12月3日（日）石垣島 730COURT
- ④ 2018年2月3日（土）4日（日） ナイスハートバザール in 宮古島
- ⑤ 2018年10月7日（日）イオン南風原店イベント広場
- ⑥ 2018年10月14日（日）サンエー宜野湾コンベンションセンター はごろもコート

2018年度の取組みの目的は以下のとおりです。

●「ココロつながるプロジェクト×手で話そう運動」コラボレーションイベント～だれもが暮らしやすい社会について考えよう～

このイベントは、多くの県民が集う商業施設で、共生社会条例並びに手話言語条例について連動して普及啓発イベントを行い、障がいのある人、ない人が集い総合的に誰もが暮らしやすい社会<インクルーシブ社会>についての関心を高めることを目的として開催されています。

沖縄県が広告業者との企画を行い、オリジナルグッズを県民に配布するとともに、①トークショー ②音楽ライブ ③アトラクション ④手話体験コーナー ⑤手話など展示コーナーなどのイベントが実施されました。



イベントの様子① ラテン系音楽グループ「ソルナ」のミニライブ



イベントの様子② 琉球太鼓



イベントの様子③ 参加者